

寺院の適切な管理運営について

▷ 会計・税務 ①

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

▽ 宗教法人における会計・税務について

宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営に資するため、『宗報』（平成29年4月号）より、『宗教法人の実務と運用の手引』の内容及び願記等の取り扱いについて掲載いたしました。
今号からは、宗教法人の会計・税務について、掲載いたします。

日本では、日本国憲法第20条において「宗教の自由」が保障されており、その中に宗教活動の自由も含まれます。したがって、個人でも団体でも、布教活動や宗教的儀式等を行うことは何ら制限されていません。ただし、個人や団体の行う宗教活動が公共の福祉に反した場合は、他の法令が適用されます。

〈参考…日本国憲法〉

第20条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

同じ宗教を信仰する者が集まり、一つの宗教団体が形成されてくると、その資産を宗教団体のものとして管理運用していくことが必要になってきます。さらに、その宗教団体が社会との関わりを持つにあたって、法律上の人格である法人格（権利義務の主体となり得る能力）を備える必要性が増してくることになります。

宗教団体が法人格を取得し得るために制定されたのが宗教法人法です。宗教団体は、宗教法人法によって法人格を持つことにより、権利能力が与えられ、権利・義務の主体となることができるのです。

〔参考〕宗教法人法

第1条 この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする。

宗教法人は法人格を取得することによって、税制上において以下のようなメリットがあります。

- ・ 宗教法人本来の活動からの宗教活動収入は法人税等が非課税となる。
- ・ 境内地や境内建物を宗教活動に使用している限りは、所有する不動産に課税される固定資産税、都市計画税等が非課税となる。
- ・ 公益事業は非課税となる。

- ・ 収益事業を行った場合でも、みなし寄附金制度等が適用され、法人税が軽減される。

このように、宗教法人は税制上の優遇

措置を受けていますが、近年、税の申告漏れや脱税、不適切な収益事業の実施等、宗教法人の管理運営をめぐる問題がしばしば報道されています。これらによって、宗教法人に対する社会からの目は厳しいものとなり、税制上の優遇措置の必要性や課税強化についての議論へとつながっていくことも考えられます。

また、宗教法人は、他の公益法人（学校法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人等）とは、性質や法人運営等が異なっています。他の公益法人は、教育や福祉等の実現のため、行政からの助成金や利用者からの料金等の対価を得て運営しているのに対し、宗教法人は、信者（門徒）の懇念という対価のない収入での運営となるため、法人税や消費税の取り扱いが難解です。

しかしながら、宗教法人の会計には他の公益法人のように公益法人会計基準や学校法人会計基準等といった明確な会計基準が定められていません。そのため、

宗教法人ごとに独自の方法で会計を行っているのが実態です。

このような現状を踏まえ、宗派顧問税理士である「税理士法人ゆびすい」の協力のもと、同税理士法人編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎から行政手続きまで』（株式会社出版文化社、2018）の内容に基づき、宗教法人の会計・税務について、次号以降連載してまいります。

